

道路特定財源の一般財源化・増税・使途拡大反対

1. 道路特定財源は、本来の道路整備事業に全額充当すべき

(道路特定財源の目的)

- ① わが国の立ち遅れた道路を緊急かつ計画的に整備することを目的に、1954年にガソリン税を特定財源化。(1974年以降、財源不足を理由に現行の暫定税率を適用)
- ② 受益者負担の原則に基づき、自動車ユーザーに課税。

2. 道路特定財源の一般財源化・増税・使途拡大(環境税への組替え等)は断固反対

- 納税者である自動車ユーザーの信頼を裏切るものであり、断固反対。

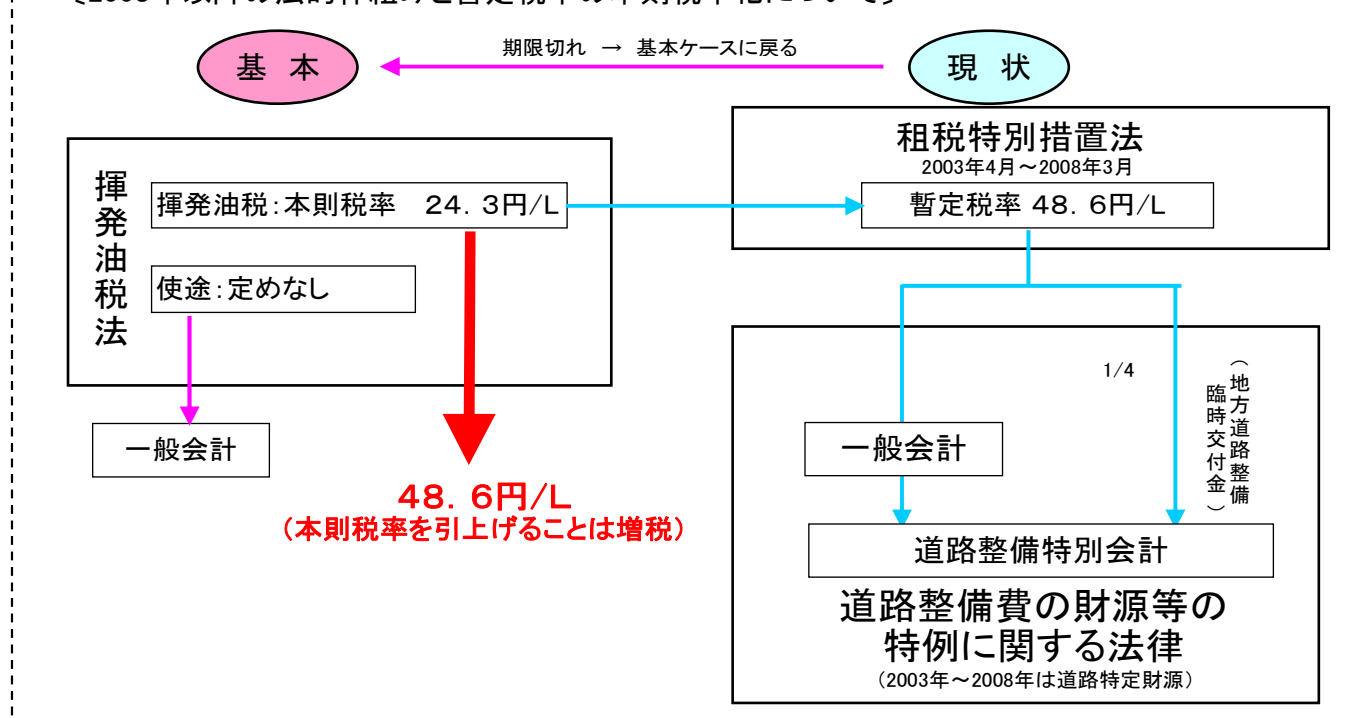
3. 道路特定財源に余裕があるならば、暫定税率を引き下げるべき

- 租税特別措置法では、現行暫定税率(53.8円/L)の適用は2008年3月末までと規定。(以後は、本則税率 28.7円/Lが適用)
- したがって、そもそもガソリン税等を道路整備等に充当しないのであれば、暫定税率による上乗せ分を引き下げ、納税者(自動車ユーザー)の負担を軽減すべき。

4. 暫定税率の本則税率化は増税であり、絶対反対

- 道路財源との関係(受益と負担)が曖昧となる。
- 税率の見直しも困難となり、現状の過剰な負担が継続される可能性大。

[2008年以降の法的枠組みと暫定税率の本則税率化について]



【参考】石油連盟の昨年の「ガソリン税等道路特定財源の一般財源化反対」運動

1. SSにおけるチラシ配付・署名活動(反対署名数 1,033万人に上る)
2. ラジオ等による啓発広報
3. 国会への陳情、マスコミ・消費者団体の理解促進のための活動